

## **本市の行政サービスのあり方について**

### **(3) 行政が担うべき公共サービスについて**

**平成 28 年度**

**市川市市政戦略会議**

## 《目 次》

- I. 第3期の諮問内容と答申の総括・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
  
- II. 行政の守備範囲に関する考え方の整理・・・・・・・・ P 4
  
- III. 第3回会議の審議内容について・・・・・・・・ P 5
  - ①1次評価について
  
  - ②2次評価について
  
  - ③新規事業実施の際の留意点について
  
- IV. 第3期市川市市政戦略会議「答申」の全体イメージについて・・ P 9

# Ⅰ. 第3期の諮問内容と答申の総括

## 本市を取り巻く現状

人口減少・少子高齢化、財政の逼迫、行政サービスの多様化・高度化など、本市を取り巻く現状は予断を許さない状況である。

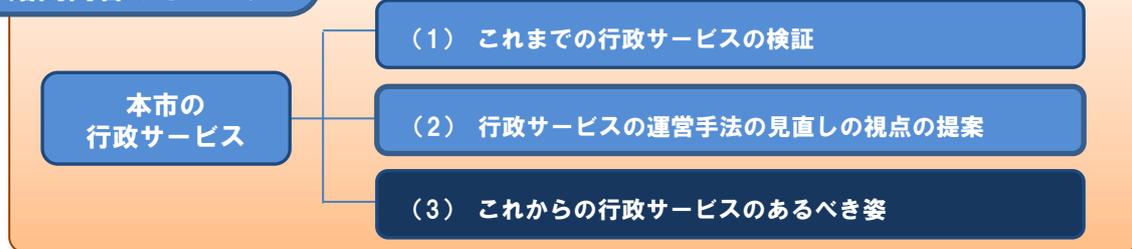
そこで、今後も安定した行政サービスを提供するためには、これまで行ってきた行財政改革に関する施策の検証と時代の変化に見合った適切な行政運営が必要であることから、下記3点について諮問し、ご審議していただいていた。

## 第3期市川市市政戦略会議の諮問内容

### ◆本市の行政サービスのあり方について

- (1) 本市の行財政改革に関する検証について(平成26年10月～平成27年1月)答申:平成27年4月
- (2) 行政サービスの運営方法について(平成27年4月～平成27年11月)答申:平成28年1月
- (3) 行政が担うべき公共サービスについて(平成28年3月～平成28年8月 予定)

### 諮問内容のイメージ



### 諮問内容の関係性

#### 本市の行政サービスのあり方について

##### これまでの行財政改革の検証

★ 妥当なものとして評価する。市民ニーズの把握に努めながら、今後も行財政改革に取り組むべきである。

##### これからの行政サービスの守備範囲について

★ 行政がどこまで関与すべきか？(審議中)

##### これからの行政サービスの最適な運営方法について

★ 行政が関与すべき行政サービスでも、全庁統一的な視点で民間活力の積極的な導入など運営方法を見直すべきである。

## 諮問事項（1）に対する答申の概要

### ◆ これまでの検証

本市では、社会環境の変化に柔軟に対応できる強固な行財政基盤の確立を目指し、定員の適正化や人事給与制度、使用料の見直しといった行財政改革に積極的に取り組んできた。

これらの改革は、将来に向けて持続可能な行財政運営を行う上で必要不可欠な事項であり、財政健全化や行政組織の効率化、受益者負担の適正化等の観点から妥当なものとして評価をする。

一方、行財政改革の中には市民生活に影響を及ぼす事項もあることから、その実行に当たっては、より一層市民の意見を聴く機会を設けるなどニーズの把握に努めるべきである。

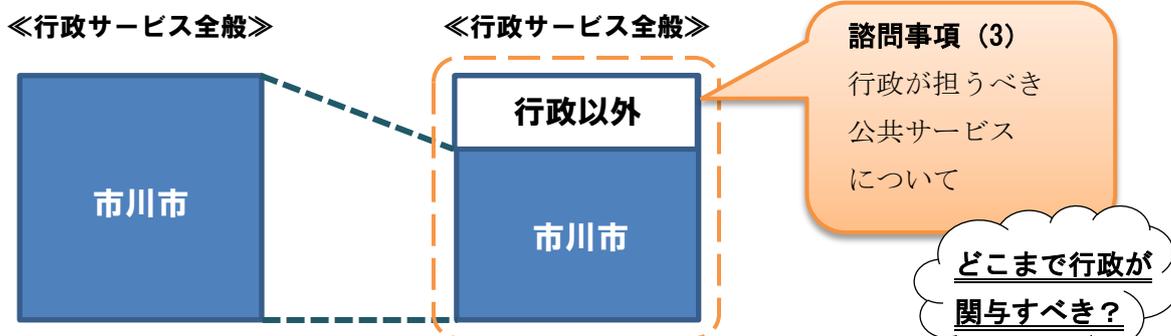
## 諮問事項（3）に対する審議の概要

### ◆ 行政サービスの守備範囲の見直し

市のみが担い手となり、行政サービス全般を提供し続けていくことは、財政面などからも大変厳しく、「民に任せられるものは民に」という前提のもと、行政の関与度を弱めるべき事務事業は、廃止・民営化を検討すべきとの意見が大勢を占めた。

上記の点を受け、下図のように、本市が担うべき行政サービスの守備範囲を見直していく必要がある。

### イメージ図



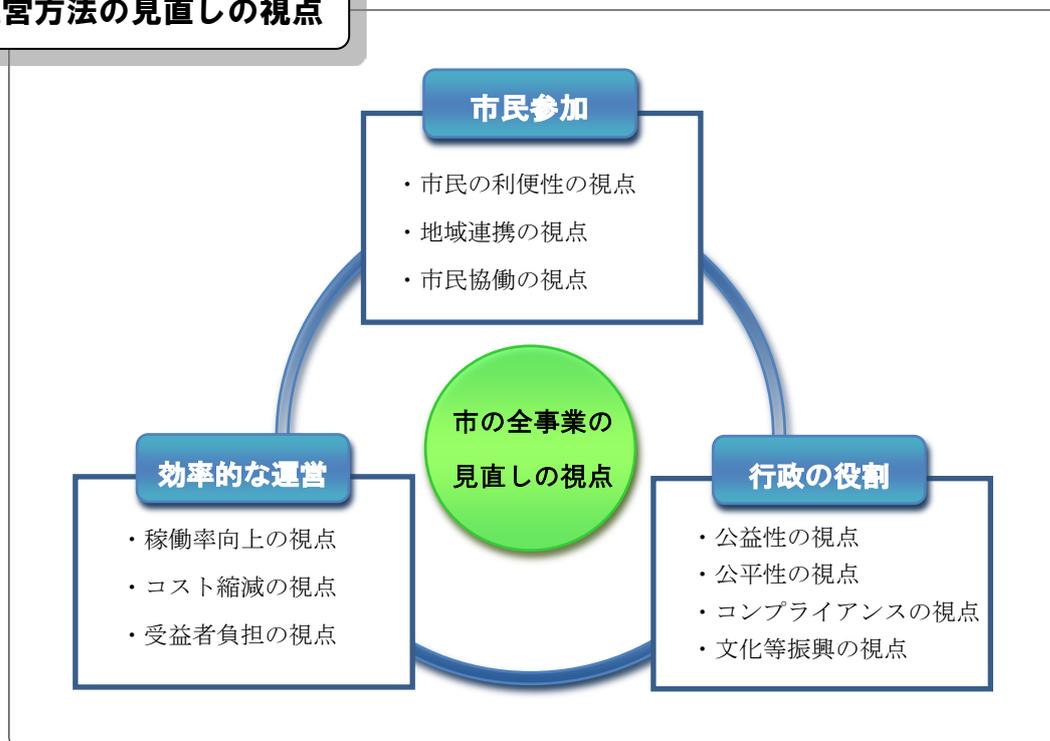
※行政サービス全般の総量は変わらないものと仮定。

◆ 最適な運営方法の選択

行政サービスの運営方法には、行政が直接業務を行う運営方式のほか、業務委託や指定管理者制度、P F I等の民間活力の導入方式、また、市民との協働などの多様な実施形態があり、サービス内容に応じた最適な運営方法の選択が必要である。

最適な運営方法の選択にあたっては、下記の「運営方法の見直しの視点」を活用する。

運営方法の見直しの視点



## II. 行政サービスの守備範囲に関する考え方の整理

### 《背景》

人口構成の変化、厳しい財政状況下において、これまでと同様の手法で行政サービスの水準を維持・向上させることは困難である。

### 《現状と課題》

行政サービスの守備範囲の見直しについては、「民に任せられるものは民に任せる」という発想のもと、行政の関与度をできるだけ弱める方向で見直すべきである。

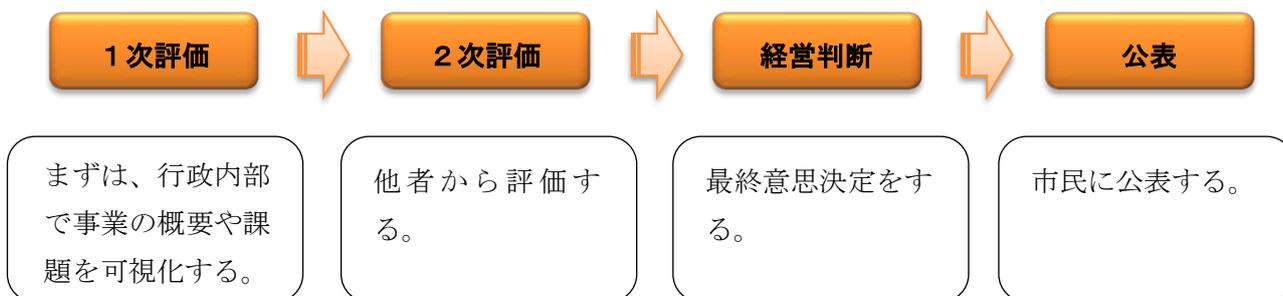
しかしながら、本市には事務事業を評価する統一的な基準がなく、自己評価が弱い、あるいは独自の評価基準に委ねられてきたことから、これまでに廃止・民営化した事業数・施設数は決して多くはないのが現状である。

このため、現場の判断のみに委ねるのではなく、全庁統一的な事務事業の評価基準を作成し、実効的で効果的な評価のもと、改めて行政サービスの守備範囲を見直していく必要がある。

### 《対応策》

基本的には、第3者の目で評価されるべきだが、850本、全ての事務事業を評価することは現実的には難しい。

そこで、まずは行政内部で事務事業を評価する仕組みを作るべきである。その上で、他者からの評価など、多方面から評価する仕組みの概略を以下に提案する。



### Ⅲ. 第3回会議の審議内容

◆前ページを踏まえ、具体的な対応策を講じるため、下記の点についてご審議していただきたい。

#### 審議内容

- 審議事項 ①… 1次評価について
- 審議事項 ②… 2次評価について
- 審議事項 ③… 新規事業実施の際の留意点について

#### 審議事項1： 1次評価について

1. フロー図の作成：まずは守備範囲を大きく分類する。
2. 評価基準の作成： CやDに至った際は詳細な評価を行う。
  - Cの部分 … 着眼点や発想をどのように活用して評価するか？
  - Dの部分 … 審議事項(2)の「見直しの視点」を活用して評価する。

審議箇所

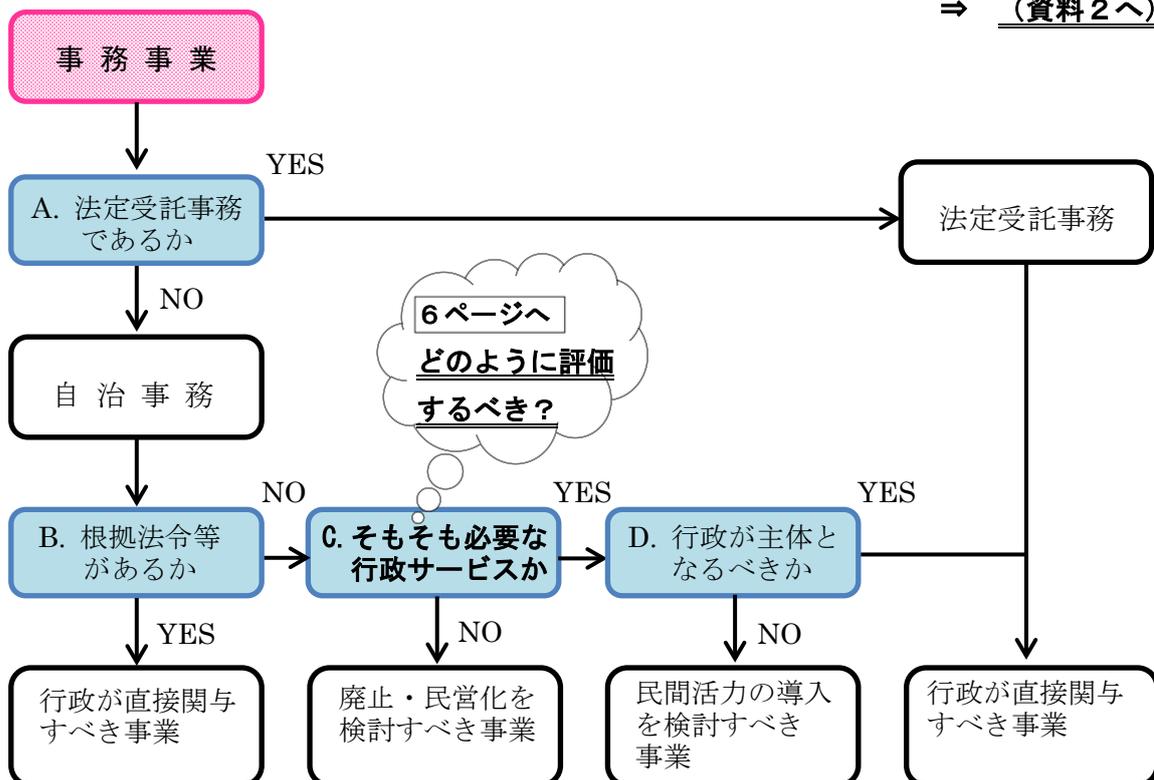


#### 1. フロー図の作成

第2回会議でいただいたご意見を踏まえ、下図のとおりフロー図を修正した。

このフロー図（案）について、修正すべき点、追加すべき点などのご意見をいただきたい。

⇒ (資料2へ)



## 2. 評価基準の作成

これまでに廃止・民営化した事業・施設の事例検証等の審議により、ニーズの縮小、社会環境の変化、民間事業者の成熟など、行政サービスの守備範囲を見直すための着眼点をご提案していただいたので、これらの着眼点を基に以下に「行政関与の必要性に関する評価基準（案）」を作成した。

評価基準（案）は、5ページのフロー図において、「C. そもそも必要な行政サービスか」に至った際に活用するものであるが、着眼点の項目化、修正すべき点、他に追加すべき基準などご審議していただきたい。

### 行政関与の必要性に関する評価基準（案）

下記いずれかの着眼点に当てはまる事務事業は、基本的に廃止・民営化を検討すべきものであるが、市民生活の影響、まちづくりの方向性なども考慮し総合的に評価するものとする。

着眼点	具体的な内容
ニーズの縮小	市民ニーズが明らかに低下している。また、不特定多数の市民を対象としていたが、現在は特定の利用者に固定されている。
社会環境の変化	社会環境が変化したことで、市民ニーズに合致しない行政サービスを提供している。
民間事業者の成熟	経営努力により自己採算化が見込まれる。
費用対効果	コストに合うベネフィット（利益）が得られていない。 過剰なコストが発生している。
○○○○	既に所期の目的を達成している。
○○○○	提供する行政サービスの目的と手段は正しくない。
○○○○	特定の者への利益供与である。
○○○○	民間が類似サービスを提供している。 他市では提供していないサービスである。
○○○○	.....

#### 資料 2 へ

- ・ 提案していただいた具体的な内容を「項目化」できないか？
- ・ 修正すべき点はないか？
- ・ 他に追加する評価基準（着眼点・具体的な内容）はないか？

## 審議事項 2： 2次評価について

5～6 ページまで1次評価についてご審議していただいた。本ページでは、2次評価において、1次評価された事務事業を「誰が、いつ、どのように」評価すべきかご審議していただきたい。



### 2次評価について

#### 1次評価

事務事業の評価を行う主体は、一義的には行政側である。

#### 2次評価

客観性を担保すること、行政内部だけでは限界があることから、他者からの評価を行うことで、行政サービスの守備範囲を見直すものとする。

#### ご審議していただきたいポイント！

(1) 誰が評価すべき？

.....

(2) いつ評価すべき？

.....

(3) どのように評価すべき？

.....

資料2へ

#### 経営判断

議会、庁議、行政経営会議など最終的な意思決定を行う。

#### 公表

判断に至った根拠と経過も含めて市民に公表する。

### 審議事項 3： 新規事業実施の際の留意点について

第2回会議においては、本市が事業を新規に実施すると、前例踏襲で事業が継続されることが多く、守備範囲の見直しを行うことが困難になるとの意見が大勢を占めた。

上記の点を受け、新たな行政サービスを提供する際は、特に下記の点に留意することを提案する。

そこで、これらのルールについて、修正すべき点・追加すべき点がないかなど、ご審議していただきたい。

#### 新規事業実施の際の留意点

##### 事業開始前の吟味

事業を開始する際は、目的と手段が合致しているかなど、本当に開始する必要があるか吟味する必要がある。

##### 事業の期限

事業を開始する時は、例えば、3年など、期限を区切って事業を開始する。

##### 負担の公平性

負担の公平性の観点から、利用者だけでなく、非利用者の声を踏まえて事業を開始する。

##### 自助・共助の拡大

事業に関わる民を育成し、市民自身での対応や、地域の力での解決など、自助・共助を拡大する。

○ ○ ○ ○

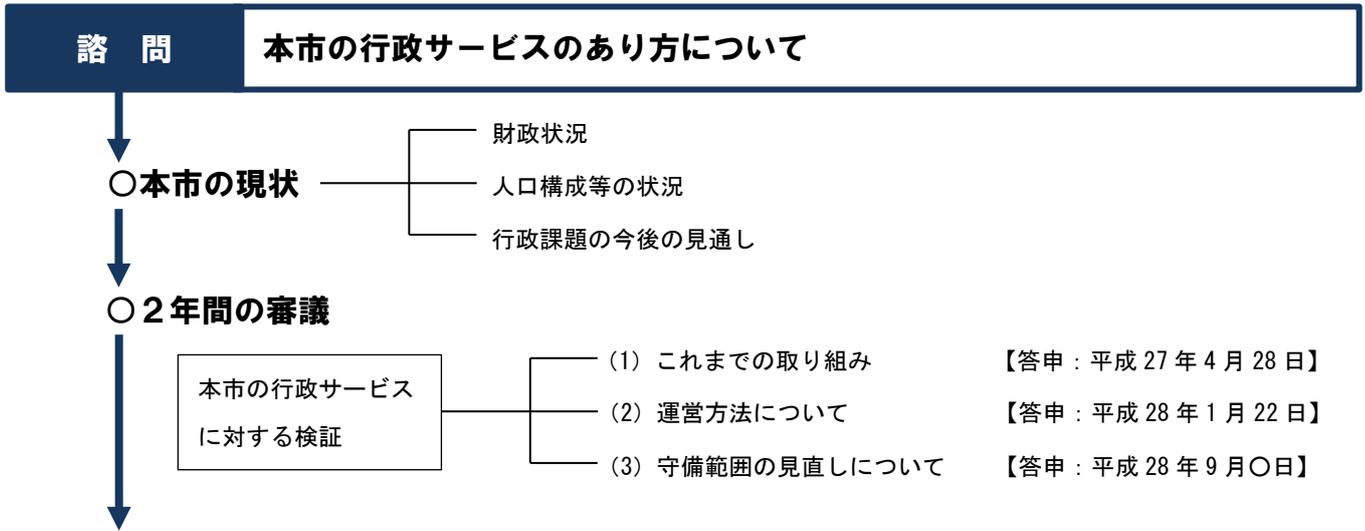
.....



##### 資料 2 へ

- ・ 修正すべきルールはあるか？
- ・ 追加すべきルールはあるか？

# IV. 第3期市川市市政戦略会議 「答申」の全体イメージについて



**答申** 行政サービスの守備範囲を見直し、民に任せられるものは民に任せるべし

**守備範囲の見直しについて**

- 概要
- ◆ 厳しい財政状況等を踏まえ、行政サービスの守備範囲を見直すべきである。
  - ◆ 「民に任せられるものは民に任せるべし」という前提のもと、基本的には行政の関与度を弱めるべきである。

※ 具体的には(3)の答申書別紙に記載。……



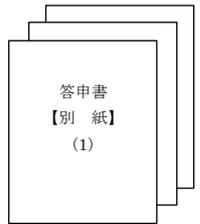
**最適な運営方法の選択について**

- 概要
- ◆ 「市民参加」「効率的な運営」「行政の役割」の3つの視点を踏まえ、事業や施設の最適な運営方法を検証、選択すべきである。
  - ◆ 民間活力を積極的に導入すべきである。

※ 具体的には(2)の答申書別紙に記載。……



☆ (1)・(2)・(3) 3本の答申を合わせ、第3期市政戦略会議としての、1つの大きな「答申」とする。



※これまでの取り組みの検証

《今後のスケジュール》

- ・【第4回】 平成28年8月23日(火) : 答申(案)の審議
- ・【答申】 平成28年9月〇日(〇) : 答申